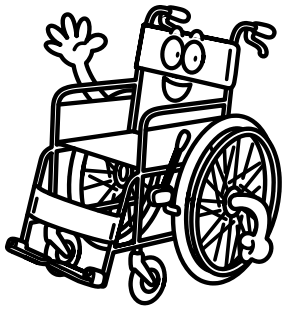
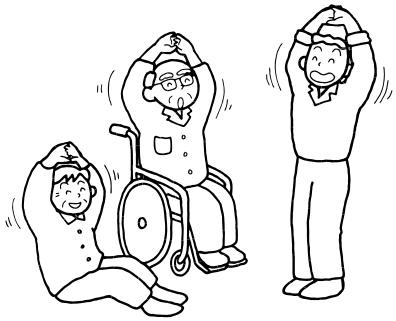
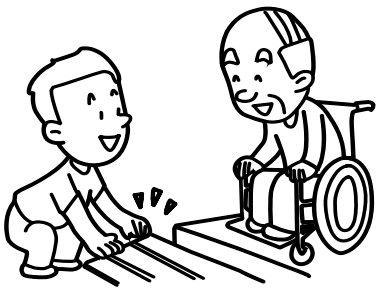
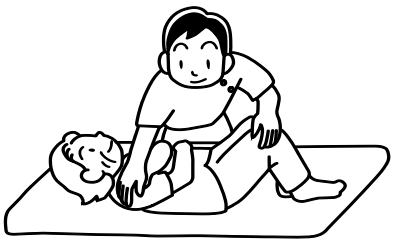
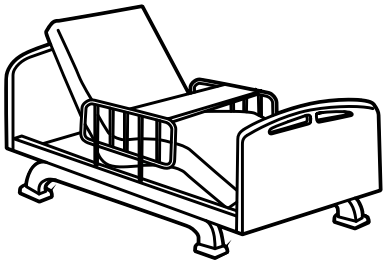
【2021.10.1版】

介護保険
サービスのご案内



新見市

目次

介護保険サービスを利用するまでの流れ・・・・１
認定申請について・・・・・・・・・・・・・２
訪問調査について・・・・・・・・・・・・・２
主治医意見書について・・・・・・・・・・・２
認定などについて・・・・・・・・・・・・・２
介護サービス計画・・・・・・・・・・・・・３
サービスの利用について・・・・・・・・・３
負担割合証について・・・・・・・・・・・４
第三者行為で介護が必要になったとき・・・４
在宅サービスの１か月の支給限度（上限）・・・５
高額介護サービス費の支給・・・・・・・５
施設サービスの居住費・食費の軽減について・・・６

【介護サービスについて】
居宅介護支援事業所・・・・・・・・・・・７

■訪問系・通所系サービス
訪問介護（ホームヘルプサービス）・・・・８
訪問看護・・・・・・・・・・・・・・・・８
居宅療養管理指導・・・・・・・・・・・・８
訪問入浴介護・・・・・・・・・・・・・・９
訪問リハビリテーション・・・・・・・・９
通所リハビリテーション（デイケア）・・・９
通所介護（デイサービス）・・・・・・１０
特定施設入居者生活介護・・・・・・・１０

■短期入所サービス
短期入所生活介護（ショートステイ）・・・１１
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・・・１１

■福祉用具、住宅改修
福祉用具の貸与（レンタル）・・・・・・１２
居宅介護福祉用具購入費の助成・・・・・１２
居宅介護住宅改修費の補助・・・・・・１３

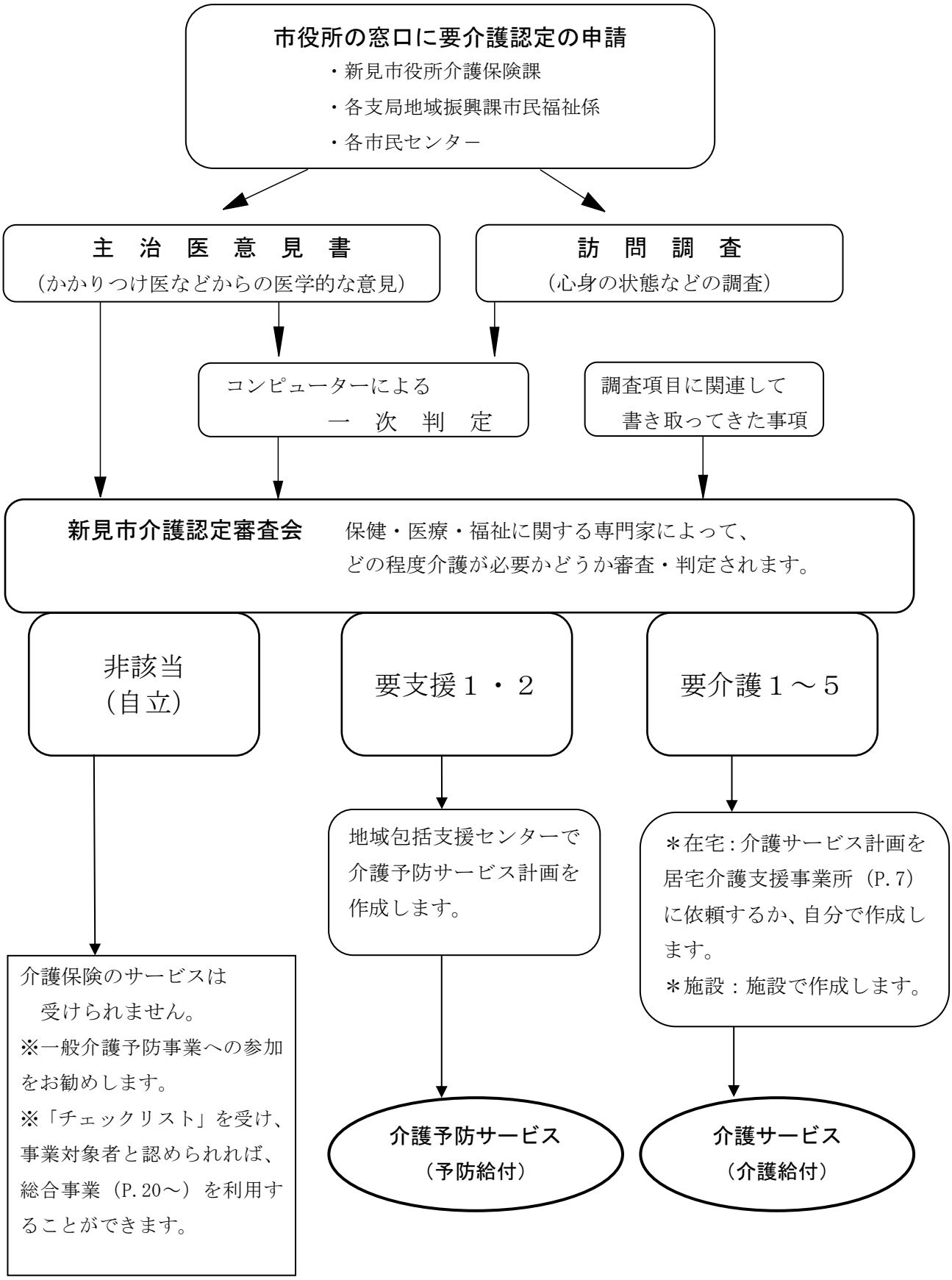
■地域密着型サービス
認知症対応型共同生活介護・・・・・・・１４
小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・１４
認知症対応型通所介護・・・・・・・・１５
地域密着型通所介護・・・・・・・・・１５

■施設サービス
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・・１６
介護老人保健施設（老人保健施設）・・・１７
介護療養型医療施設・・・・・・・・・１７
介護医療院・・・・・・・・・・・・・・１７

介護保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８，１９
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）・・・２０，２１
問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・２２

【介護保険サービスを利用するまでの流れ】

※要支援１・２の認定を受けている人や、チェックリストを受けて事業対象者になっている人は、P.20＜介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）＞もご覧ください。



＜認定申請について＞

＊　日常生活に支援が必要な状態やねたきり、認知症で介護を必要とする状態になったとき、申請し、認定されるとサービスが受けられます。

＊　申請には、介護保険被保険者証が必要です。

＊　申請書の提出は、本人または家族が行いますが、申請に行くことができない場合などには、成年後見人、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。



※交通事故等の第三者による行為が原因で要介護状態になった方や、状態が悪化された方は、必ず市に届出をしてください。（P. 4）

＜訪問調査について＞

＊　市の職員または市が委託した指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員が調査員となり、自宅などへ訪問します。

＜主治医意見書について＞

＊　市からかかりつけの医師に主治医意見書の作成を依頼します。

＊　主治医意見書の作成のために受診が必要かどうかは、ご本人またはご家族の方が直接医療機関にお問い合わせください。

＊　かかりつけ医がいない場合は、市が指定する医師に意見書を依頼することになりますのでご相談ください。



＊　意見書を医師に書いてもらう時には、費用の自己負担はありません。

＜認定などについて＞

＊　認定結果は、原則として申請から３０日以内に市から郵送で通知します。

＊　認定結果に不服がある場合、岡山県に設置される「介護保険審査会」に申し立てできます。

＊　認定を受けた後、心身の状態が変わった場合（悪化・改善等）は、有効期間内であっても再申請（区分変更申請）ができます。

＜介護サービス計画＞

介護保険のサービスを利用するには、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。計画の相談や作成の費用は介護保険が全額負担するため、自己負担はありません。

●要介護１～５の場合（**介護サービス**）

＊　まず、**指定居宅介護支援事業者**（P.7）に計画を作成してもらうのか、**自分で作成**するのかを決め、事業者に作成してもらう場合には、**自分で依頼**します。

サービスを利用したい場合は「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市に提出します。

＊　依頼した事業者の介護支援専門員がご自宅を訪問し、本人や家族の意見をふまえて計画を作成します。

●要支援１・要支援２の場合（**介護予防サービス**）

＊　**地域包括支援センター**で介護予防サービス計画を作成します。

＊　サービスを利用したい場合は、新見市地域包括支援センターにご相談ください。

＊　地域包括支援センターの介護支援専門員、保健師などがご自宅を訪問し、本人・家族と面接したうえで、どのようなサービスが必要か検討します。

※　居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者に「介護（予防）サービス計画」を依頼した旨をあらかじめ市に届け出た場合、または、自ら「介護（予防）サービス計画」を作成し、市に届け出た場合に限って**現物給付（利用者が事業所・施設へ１割、２割、もしくは３割負担分を支払う）**となります。この手続きをしない場合は市からの**事後払い（いったん利用者が全額を負担し、あとから９割、８割、もしくは７割部分が戻ってくる償還払い）**になります。

＜サービスの利用について＞

＊　介護サービス計画にしたがって、サービスを利用します。

＊　施設への入所を希望する場合には、利用者が**施設へ直接申し込みます。**

＊　サービスを利用したときは、原則として**かかった費用の１割、２割、もしくは３割の自己負担が必要です。**何割の負担になるかは、「介護保険負担割合証」に記載されています。

施設では、食費・居住費・日常生活費は全額利用者負担となります。

短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります。

＊　利用料は、サービスを利用する時に、直接、サービスを受けた事業者へ支払います。

＊　介護保険料の滞納があると、サービスの利用方法が変更されたり、自己負担が３割もしくは４割に引き上げられる給付制限を受けることがあります。

＜負担割合証について＞

＊　要支援・要介護の認定を受けている方と総合事業対象者の方には、サービスを利用した場合の自己負担の割合（１割・２割・３割）が記載された「介護保険負担割合証」をお送りします。

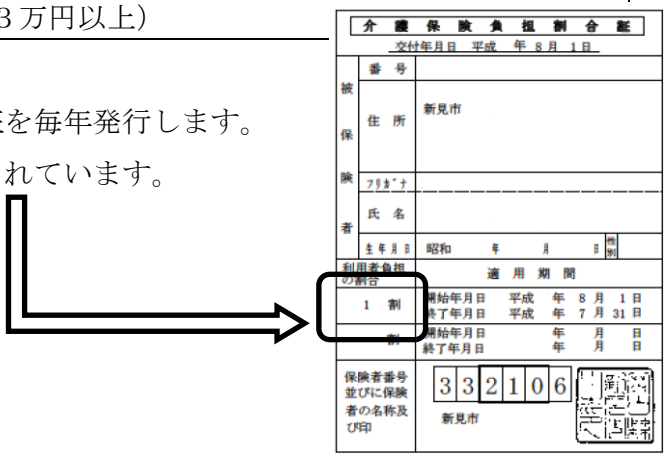
＊　下記の基準どちらにも該当しない方は１割の自己負担です。ただし、第２号被保険者（４０歳以上６５歳未満の方）はすべて１割の自己負担です。

２割負担の対象となる方
　第１号被保険者のうち、①②どちらにも当てはまる方
　①　本人の**合計所得金額が１６０万円以上**
　②　同一世帯の第１号被保険者の**「年金収入＋その他の合計所得金額」が２８０万円以上**
（２人以上の世帯の場合には合計して３４６万円以上）

３割負担の対象となる方
　第１号被保険者のうち、③④どちらにも当てはまる方
　③　本人の**合計所得金額が２２０万円以上**
　④　同一世帯の第１号被保険者の**「年金収入＋その他の合計所得金額」が３４０万円以上**
（２人以上の世帯の場合には合計して４６３万円以上）

＊　介護認定を受けている方には負担割合証を毎年発行します。

＊　負担割合は、負担割合証の左面に記載されています。


介護保険負担割合証
交付年月日　平成　年　8　月　1日
被保険者　番号
住所　新見市
フリガナ
氏名
生年月日　昭和　年　月　日　性別
利用者負担の割合
適用期間
1割　開始年月日　平成　年　8　月　1日　終了年月日　平成　年　7　月　31日
割　開始年月日　年　月　日　終了年月日　年　月　日
保険者番号並びに保険者の名称及び印　3321 06　新見市

＜第三者行為（交通事故等）で介護が必要になったとき＞

６５歳以上の方は、交通事故等の「第三者行為」により傷害を受けた場合でも、介護保険でサービスを受けることができます。

第三者行為による傷病が原因で介護サービスを使用するには、市への届出が必要です。**介護認定を受けたり、要介護状態が悪化したりした場合には、必ず「第三者行為による傷病が原因である」旨を介護保険課に連絡してください**。

例）交通事故でケガをした（家族間での事故や、同乗している間の自損事故も含む）
　　他人の飼い犬・猫等にかまれてケガをした
　　暴行を受けてケガをした
　　店舗などの施設内で、設備の欠陥･管理不十分による事故でケガをした

＜在宅サービスの１か月支給限度（上限）額＞

在宅サービスには、１か月に利用できるサービスの量（支給限度額）が決められています。
これを超えてサービスを利用する場合は、**その超過分全額が自己負担**となります。

認定等	１か月の支給限度額
総合事業対象者	５０，３２０円
要支援１	５０，３２０円
要支援２	１０５，３１０円

認定	１か月の支給限度額
要介護１	１６７，６５０円
要介護２	１９７，０５０円
要介護３	２７０，４８０円
要介護４	３０９，３８０円
要介護５	３６２，１７０円

＜高額介護サービス費の支給＞

＊　月々の介護サービス（総合事業含む）の自己負担が高額になった場合は、所得に応じた上限額を超えた額が高額介護（介護予防・総合事業）サービス費として支給されます。
※施設やデイサービスなどの居住費・食費・日常生活費などは含まれません。
初回のみ、支給申請書の提出が必要です（該当となる方には、市から案内が送付されます）。
なお、介護保険と医療保険の自己負担の両方が年を通して高額になった場合は、さらに「高額医療・高額介護合算制度」による支給が受けられます。

所得区分		負担の上限額（月額）
①	・生活保護を受給している方 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方	１５，０００円（世帯）
②	・市民税世帯非課税で前年の公的年金等収入額＋その他の合計所得金額の合計が８０万円以下の方	１５，０００円（個人） ２４，６００円（世帯）
③	・市民税世帯非課税で②に該当しない方	２４，６００円（世帯）
④	・市民税世帯課税で課税所得３８０万円（年収約７７０万円）未満の方	４４，４００円（世帯）
⑤	・課税所得３８０万円（年収約７７０万円）～課税所得６９０万円（年収約１，１６０万円）未満の方	９３，０００円（世帯）
⑥	・課税所得６９０万円（年収約１，１６０万円）以上の方	１４０，１００円（世帯）

＜施設サービスの居住費・食費の軽減について＞

＊　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の入所及び短期入所は、原則、居住費・食費は全額利用者負担ですが、**市民税非課税世帯の方**は負担軽減（**負担限度額認定**）制度があります。負担軽減を受ける際は、**申請**が必要です。可否について確認の上、後日、認定証を発送します（**申請書を提出した日の属する月の初日から**居住費・食費が軽減されます）。

なお、市民税非課税世帯であっても申請がない場合には、軽減を受けることができません。

利用者負担段階	収入（※市民税非課税世帯に限る）	預貯金額
第１段階	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	
第２段階	「合計所得金額＋年金収入額」が 年額８０万円以下の方	対象資産が６５０万円 （夫婦は１６５０万円）以下
第３段階①	「合計所得金額＋年金収入額」が 年額８０万円超１２０万円以下の方	対象資産が５５０万円 （夫婦は１５５０万円）以下
第３段階②	「合計所得金額＋年金収入額」が 年額１２０万円を超える方	対象資産が５００万円 （夫婦は１５００万円）以下

＊　ただし、**次に該当する方は、負担軽減の対象となりません。**

・配偶者（世帯を分けている場合や内縁関係の場合も含む）が市民税課税の方

・預貯金などの資産が基準額を超えている方

＊　一度上記の条件を満たさず非該当となった場合でも、その後条件を満たすようになった方は再度申請をすることで、申請書を提出した日の属する月から軽減を受けることができます。

＊　各利用者負担段階の負担限度額は以下のようになります。

１日あたりの費用（円）		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	基準費用額
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310	1,310	2,006
	ユニット型個室的多床室	490	420	1,310	1,310	1,668
	従来型個室 （特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設））	320	420	820	820	1,171
	従来型個室 （老人保健施設・介護療養型医療施設等）	490	490	1,310	1,310	1,668
	多床室	0	370	370	370	＊377
食費		300	390 (600)	650 (1,000)	1,360 (1,300)	1,445

＊…特別養護老人ホームは 855,　（　）…ショートステイ利用時の食費負担額

※基準費用額：軽減を受けない場合の自己負担の目安です。軽減を受けない場合の費用は、施設ごとに決められていますので、実際の額とは異なる場合もあります。詳細は各施設にご確認ください。

介護サービス（要介護１から要介護５）



介護支援専門員がご相談にのります

●居宅介護支援事業所

サービスを利用するには介護サービス計画の作成が必要です。
計画を作成してもらう介護支援専門員（ケアマネジャー）に、何が困っているのか、
どんなサービスを使いたいか、利用料金はどのくらいなのかご相談ください。
（相談は無料です）



★要介護１～５と認定された方の介護サービス計画を作成します。
★要介護認定申請などの代行を行います。
★利用したいサービス事業者との連絡・調整を行います。
★施設入所を希望される場合は介護保険施設の紹介を行います。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　　所	電話番号
唐松荘居宅介護支援事業所	新見市唐松１７４９－２	７６－２０１１
居宅介護支援事業所げんき	新見市下熊谷１５５４－１	７１－２２３４
居宅介護支援事業所すみれ	新見市長屋１１８９	７６－１００１
居宅介護支援事業所花みずき	新見市高尾２３２－２	７１－３０３０
くろかみ介護支援センター	新見市高尾２３０６－５	７１－０３１１
ケアマネ事業所・クローバー	新見市足見１３８	７５－２１３８
新見市社協中央ケアセンター	新見市金谷６４０－１	７２－７３１６
おおさ苑居宅介護支援事業所	新見市大佐田治部３２２１	９８－３０００
新見市社協神郷ケアセンター	新見市神郷下神代３９４６	９２－６６７７
在宅介護支援センターすずらん	新見市哲多町本郷５７４－１	９６－９９０１
哲西荘居宅介護支援事業所	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

在宅で利用できるサービス

＜訪問系・通所系サービス＞





介護・家事などを手伝ってもらいたい

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や掃除、洗濯、炊事など日常生活の手助けをしてくれます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電 話 番 号
唐松荘ホームヘルプステーション	新見市唐松１７４９－２	７６－２０１１
ヘルパー事業所・クローバー	新見市足見１３８	７５－２１３８
新見市社協中央ヘルプセンター	新見市金谷６４０－１	７２－０４４０
おおさ苑指定訪問介護事業所	新見市大佐田治部３２２１	９８－３０００
新見市社協神郷ヘルプセンター	新見市神郷下神代３９４６	９２－６６７７
ヘルパーステーションすずらん	新見市哲多町本郷５７４－１	９６－２００７
哲西福祉会訪問介護事業所	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３
きらめき訪問介護事業所	新見市哲西町上神代６４６３	９４－２０３５

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。



自宅で看護師さんの世話を受けたい

●訪問看護

自宅で看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電　話
訪問看護ステーションＷＩＴＨ	新見市高尾２３２番地２	７１－３０３０
訪問看護ステーションくろかみ	新見市高尾２３０６－５	７１－０３１０
阿新虹の訪問看護ステーション	新見市新見７４１	７２－７３７０

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

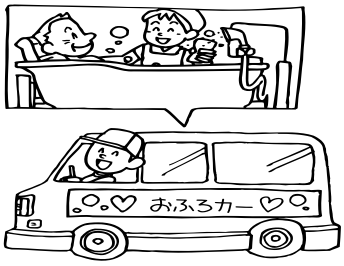


自宅で療養上の指導を受けたい

●居宅療養管理指導

自宅で医師や歯科医師、薬剤師、栄養士などによる療養上の管理や指導が受けられます。

入浴車での入浴をしてもらいたい



●訪問入浴介護

巡回入浴車により、自宅で入浴の介護が受けられます。

◇近隣の事業者

事 業 者 名	住　所	電 話 番 号
新見中央訪問入浴介護事業所	新見市金谷６４０－１	７２－０４４０

自宅でリハビリを続けたい



●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問してリハビリテーション（機能訓練）を行います。

◇近隣の事業者

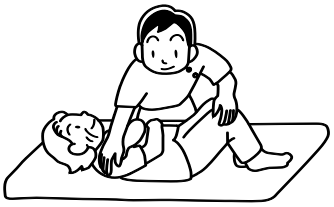
事　業　者　名	住　所	電 話 番 号
哲西町診療所	新見市哲西町矢田３６０４	９４－９２２４
長谷川紀念病院訪問リハビリテーション	新見市高尾７９３－６	７２－３１０５
渡辺病院	新見市高尾２２７８－１	７２－２１２３
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾２３０６－５	７２－９６０３

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

日帰りで入浴・日常動作訓練などの世話を受けたい

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院、診療所などに日帰りで通い、食事、入浴の提供や必要なリハビリテーション（機能訓練）が受けられます。



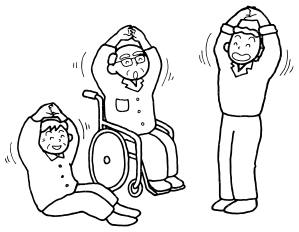


◇近隣の事業者

事 業 者 名	住　所	電話番号
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾２３０６－５	７２－９６０３
渡辺病院デイケアセンターももとせ	新見市高尾２２７８－１	７２－２１２３
長谷川紀念病院通所リハビリテーション	新見市高尾７９３－６	７２－３１０５

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●通所介護（デイサービス）



デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電 話 番 号
新見市社協中央デイサービスセンター	新見市金谷６４０－１	７１－００７１
唐松荘デイサービスセンター	新見市唐松１７４９－２	７６－１００９
デイサービスセンター寺小屋	新見市長屋１２８９	７６－２０２０
アルクゆずり葉	新見市新見８９７－７	７１－００７７
おおさ苑通所介護事業所	新見市大佐田治部３２２１	９８－３５００
株式会社上田建設 デイサービスセンターオレンジ	新見市神郷下神代５０３８	９２－６２２８ ９２－９０１１
新見市社協神郷デイサービスセンター	新見市神郷下神代３９４６	９２－６６７７
デイサービスセンターすずらん	新見市哲多町本郷５７４－１	９６－２００７
哲西荘デイサービスセンター	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

要支援者及び要介護者が有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居し、入浴、排泄など日常生活上の介護、機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

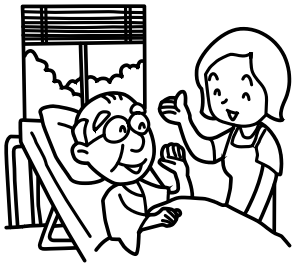
事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
ケアポート生き活き館　新見	新見市上熊谷８１０－１	７８－１８９０
養護老人ホーム 和みの郷かなや	新見市金谷６４１	７２－１２４４

【参考（介護保険適用外施設）】

施　設　名	住　　所	電 話 番 号
ケアハウスてっせい	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３

＜短期入所サービス＞

泊まりでのサービス（ショートステイ）を受けたい



●短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの施設に短期間入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
唐松荘短期入所生活介護事業所	新見市唐松１７４９－２	７６－１０００
特別養護老人ホームゆずり葉	新見市新見８９７－７	７１－００７７
おおさ苑 指定短期入所生活介護事業所	新見市大佐田治部３２２１	９８－３６００
ショートステイ ケアポート 生き活き館神郷	新見市神郷下神代４３９０	９２－９０１８
哲西荘短期入所生活介護事業所	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３
短期入所生活介護事業所花岡荘	真庭市上中津井１０７１－１	（０８６６）５２－２１００
白和荘短期入所生活介護事業所	高梁市高倉町大瀬八長２６６３－１	（０８６６）２２－５５２９
短期入所生活介護事業所有漢荘	高梁市有漢町有漢７９４５－１６	（０８６６）５７－３３１０
特別養護老人ホームあかねの郷	日野郡日南町下石見２３１５	（０８５９）８３－０８４２
風の街みやびらショートステイ	庄原市東城町川西１３３２番地５	（０８４７７）２－３７４５
ショートステイサービスセンター江美の郷	日野郡江府町久連７	（０８５９）７５－３６２６
特別養護老人ホームあいご	日野郡日野町根雨７３０	（０８５９）７７－０７７７
老人短期入所施設高倉荘	高梁市高倉町飯部３３４４－１	（０８６６）２６－１５５５

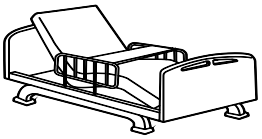
●短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもと介護、機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾２３０６－５	７２－９６０３
哲多町介護老人保健施設すずらん	新見市哲多町本郷１２２３－３	９６－２０８０
介護老人保健施設ゆうゆう村	高梁市東町１８６６－３	（０８６６）２２－０６６６
老人保健施設ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地３３３６－８	（０８６６）５５－９１１１
介護医療院ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地３３３６－１５	（０８６６）５５－５３３１
介護老人保健施設ゆうあい	真庭市勝山１０７０	（０８６７）４４－７５００
老人保健施設白梅の丘	真庭市上市瀬３６８	（０８６７）５２－５０８８
介護老人保健施設こぶしの里	庄原市東城町川東１５２－４	（０８４７７）２－５２５２
介護老人保健施設おしどり荘	日野郡日野町根雨９０９－１	（０８５９）７２－０４１０
介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町武庫４７５	（０８５９）７５－３２３０

車いす・ベッドなどを借りたい、ポータブルトイレなどを買いたい





●福祉用具の貸与（レンタル）、居宅介護福祉用具購入費の助成

特殊ベッドや車いすなどを貸出します。貸し出しになじまない用品は、**１年度につき１０万円まで（うち１割、２割、もしくは３割が自己負担）**購入費の助成があります。　**※必ず介護支援専門員に事前にご相談ください。**

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　　所	電 話 番 号
さくらメディカルサービス新見営業所	新見市新見７１４－３	７１－０６６１
有限会社黒田設備建材　※購入のみ	新見市新見１００７－１	７２－０１３１
介護・福祉用品の店とも	新見市哲多町本郷８０１	９６－２９４１
介護ショップ ハイビス	高梁市栄町１９５５－１７	（０８６６）２２－７２００
株式会社 ＭＩＥＲＵ	高梁市津川町八川１２－１	（０８６６）２２－７５５０
福祉用具貸与販売事業所 あいご	日野郡日野町根雨７１０	（０８５９）７７－０７７８

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

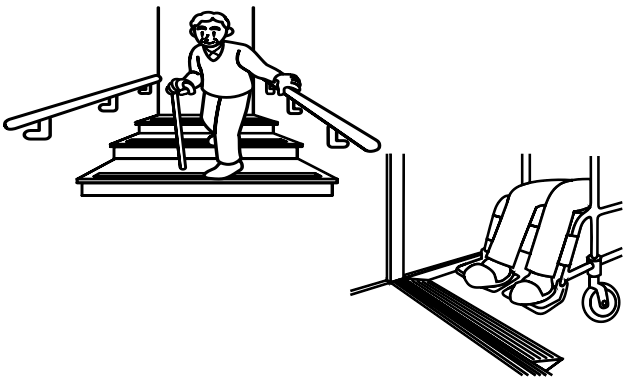
借りることができる福祉用具　**※要介護度によって異なります。**	
手すり　スロープ　（取付工事不要のもの）	**要介護度の制限無し**
歩行器　（４脚のものや車輪付きのものなど）	
歩行補助杖　（多点杖や支えの機能の高いもの）	
車いす　（自走用・介助用、普通型電動車いすや、 車いす付属品　クッション、電動補助装置などの付属品）	**原則要介護２～５のみ**
特殊寝台　（背の角度・床の高さを調整できる寝台や、 特殊寝台付属品　ベッド柵・マットレスなどの付属品）	
床ずれ防止用具　（エアーマットなど）	
体位変換器　（パッドや棒状の器具など）	
認知症老人徘徊感知器 （センサーなどで認知症の人が外に出るのを知らせるものなど）	
移動用リフト　※つり具部分は除く （取付工事不要のもので、体をつり上げ移動を助けるもの）	
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものは除く）	**原則要介護４・５のみ**

購入費の助成がある福祉用具　**※指定事業者で購入した場合のみ助成されます。**
①腰かけ便座（ポータブルトイレ、補高便座、和式便器にかぶせて洋式便座にするものなど）
②自動排泄処理装置の交換可能部品
③入浴補助用具（シャワーチェア、浴槽手すり、浴槽内いす、浴槽台、浴室内すのこなど）
④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分

住宅に手すり・スロープなどを付けたい

●**居宅介護住宅改修費の補助**　…必ず工事の前に介護支援専門員にご相談ください。

下記の対象工事を行った場合、１人１住居につき**２０万円まで（うち１割、２割、もしくは３割が自己負担）**が給付対象となります。



給付の対象になる工事

①手すりの取り付け
②床段差の解消
③滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更
④引き戸などへの扉の取り替え
⑤洋式便器への便器の取り替え
⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※市民税非課税の方は、介護保険を使った住宅改修費のほかに**対象工事費５０万円まで（補助限度額３３万３千円）**の助成があります（高齢者等住宅改造助成事業）。

※住宅改修費の給付を受けるには、【工事着工前の申請】と【完了後の申請】が両方とも必要です。事前申請の前に工事を始めた場合は給付対象になりませんのでご注意ください。

※施設入所している方は給付対象になりません。なお、入院中の方は事前申請は可能ですが、工事完了後在宅生活に復帰されない場合は給付を受けることができません。その他、申請・工事前後に施設入所・入院・転出・死亡等があると給付を受けられないことがあります。

※対象となる住宅は、被保険者証に記載されている住所地の住宅です。

住宅改修費支給までの流れ

事前申請
↓
着工許可
↓
工事・支払い
↓
完了後の申請
↓
審査
↓
改修費の支給　（口座振り込み）

必要書類
①申請書
②住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成したもの）
③工事費用の見積り（対象工事の明細が記載されたもの）
④改修前・後の図面（被保険者の日常生活動線・改修部分を明記）
⑤改修予定箇所の写真（改修位置や現状が明確に確認できるもの）

必要書類
①領収書（被保険者あてで但し書き等に改修費用である旨を記載）
②改修後の写真（上記⑤の写真と同じ位置から撮影したもの）
③工事着工日、完了日がわかるもの

【地域密着型サービス】

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、地域の特性に応じて提供されるサービスです。

※　新見市の地域密着型サービスを受けることができるのは、新見市に住民票がある方のみです。また、新見市の方が他の市町村の地域密着型サービスを受けることはできません。

●認知症対応型共同生活介護 *（要支援２・要介護１～５認定者のみ）*

認知症の状態にある要介護者などが、住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域でのグループホームで共同生活をしながら、介護職員による食事、入浴、排泄など日常生活の援助や機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　　所	電 話 番 号
グループホーム　心	新見市唐松１７４９－２	７６－９０８０
グループホーム　げんき	新見市下熊谷１５５４－１	７１－２２３２
グループホーム 花すゝき	新見市高尾２３２－２	７１－３０００
グループホーム 花みずき	新見市高尾２３２－２	７１－３０３０
グループホーム ウェルネス高尾	新見市高尾２２９６－１	７２－５３３７
グループホーム ファミリア愛	新見市馬塚５７－１	７２－５２２２
グループホーム　わが家	新見市大佐小阪部１５１０－１０	９８－３１３１
おおさ苑グループホーム	新見市大佐田治部３１５３	９８－３０１１
グループホーム にいざとさくらの丘	新見市神郷釜村１２３５－１	９３－９０５１

●小規模多機能型居宅介護

「通所サービス」を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談と助言、その他日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　　所	電 話 番 号
小規模多機能ホーム　ウェルネスたかお	新見市高尾２２９６－１	７２－５３３７
小規模多機能ホーム　おいでんせぇ	新見市千屋１６６７－３	７７－２６００
小規模多機能型居宅介護事業所　福の木	新見市土橋１１９９	７４－９７０１
小規模多機能ホーム　わきあいあい	新見市大佐小阪部１５１０－２１	９８－３７３７
小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘	新見市神郷釜村１２３５－１	９３－９０５１

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。



●認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要支援者や要介護者がデイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話、日常生活動作の訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　　所	電 話 番 号
デイサービス　げんき	新見市下熊谷１３５７	７１－２５２２
デイサービスセンター ほっと館新見中央	新見市新見７２３－８	７１－０１０１
哲西荘デイサービスセンター ＜認知症対応型＞	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

小規模のデイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電 話 番 号
生き活き館新見デイサービスセンター	新見市上熊谷７６２－２	７８－１１６６
デイサービス ひより	新見市下熊谷１５５４－１	７２－２２３３
デイサービスセンターさくらんぼ	新見市新見５２５－２	８８－８１０２
デイサービスセンターほっと館新見	新見市千屋実２１４８－５	７７－９０５０
デイサービス・クローバー	新見市足見１３８	７５－２１３８

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

【施設サービス】

施設サービスの利用を希望される場合は、施設に直接お問い合わせ・申し込みをしてください。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護できない方が入所します。日常生活上の支援や介護が受けられます。

※　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所は、**原則要介護３～５の方が対象**です。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
特別養護老人ホーム唐松荘	新見市唐松１７４９－２	７６－１０００
特別養護老人ホームゆずり葉	新見市新見８９７－７	７１－００７７
特別養護老人ホームおおさ苑	新見市大佐田治部３２２１	９８－３６００
特別養護老人ホーム ケアポート生き活き館神郷	新見市神郷下神代４３９０	９２－９０１８
特別養護老人ホーム哲西荘	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３
特別養護老人ホーム白和荘	高梁市高倉町大瀬八長２６６３－１	（０８６６）２２－５５２９
介護老人福祉施設有漢荘	高梁市有漢町有漢７９４５－１６	（０８６６）５７－３３１０
特別養護老人ホームグリーンヒル順正	高梁市松原町神原２２８１－８	（０８６６）２３－１２３４
高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘	高梁市成羽町下原２６８－１	（０８６６）４２－２００１
特別養護老人ホーム花岡荘	真庭市上中津井１０７１－１	（０８６６）５２－２１００
特別養護老人ホーム神庭荘	真庭市組３７０－１	（０８６７）４４－３５５５
特別養護老人ホーム十字園	真庭市下河内２２７５	（０８６７）５５－２９２１
特別養護老人ホーム檜山荘	真庭市上市瀬１０５０－３９	（０８６７）５２－１３１３
特別養護老人ホーム千寿荘	真庭市蒜山上長田２８－１	（０８６７）６６－３８００
特別養護老人ホームやすらぎ	真庭市下湯原４７	（０８６７）６２－７１１１
特別養護老人ホーム緑風荘	真庭市美甘３２６	（０８６７）５６－２３７７
特別養護老人ホームさくばらホーム	総社市日羽４５４	（０８６６）９９－２１１１
特別養護老人ホームあかねの郷	日野郡日南町下石見２３１５	（０８５９）８３－０８４２
特別養護老人ホーム江美の郷	日野郡江府町久連７	（０８５９）７５－３６２６
特別養護老人ホームあいご	日野郡日野町根雨７３０	（０８５９）７７－０７７７
風の街みやびら特別養護老人ホーム	庄原市東城町川西１３３２－５	（０８４７７）２－３７４５

●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりは機能訓練を中心とする看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所し、介護、機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。

※　入所には要介護１～５の認定が必要です。

◇近隣の事業者

事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾２３０６－５	７２－９６０３
哲多町介護老人保健施設すずらん	新見市哲多町本郷１２２３－３	９６－２０８０
介護老人保健施設ゆうゆう村	高梁市東町１８６６－３	（０８６６）２２－０６６６
高梁市介護老人保健施設ひだまり苑	高梁市川上町地頭２３３７－１	（０８６６）４８－４８００
老人保健施設ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地３３３６－８	（０８６６）５５－９１１１
吉備高原総合福祉センター 介護老人保健施設　つつじ苑	加賀郡吉備中央町吉川７５３１	（０８６６）５６－９７１１
介護老人保健施設ゆうあい	真庭市勝山１０７０	（０８６７）４４－７５００
老人保健施設信愛苑・わかば	真庭市下河内３１４－２	（０８６７）５５－２１２１
老人保健施設白梅の丘	真庭市上市瀬３６８	（０８６７）５２－５０８８
介護老人保健施設こぶしの里	庄原市東城町川東１５２－４	（０８４７７）２－５２５２
介護老人保健施設おしどり荘	日野郡日野町根雨９０９－１	（０８５９）７２－０４１０
介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町武庫４７５	（０８５９）７５－３２３０

●介護療養型医療施設（療養病床を有する病院及び診療所）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方が入所（入院）して、医療管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療が受けられます。

※　要介護１～５の認定が必要です。

◇事業者（市外のみ）

事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
高梁中央病院	高梁市南町５３	（０８６６）２２－３６３６
大杉病院	高梁市柿木町２４	（０８６６）２２－５１５５
医療法人　勝山病院	真庭市本郷１８１９	（０８６７）４４－３１６１
中山病院	真庭市久世２５０８	（０８６７）４２－０３７１
真庭市国民健康保険湯原温泉病院	真庭市下湯原５６	（０８６７）６２－２２２１
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山５１１－７	（０８５９）８２－１２３５

●介護医療院

長期の療養を必要とする方が入所し、生活施設としての機能のもと、療養上の管理、看護、医療管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などが受けられます。

※　要介護１～５の認定が必要です。

◇事業者（市外のみ）

事　業　者　名	住　所	電　話　番　号
介護医療院ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地３３３６－１５	（０８６６）５５－５３３１

【介護保険料】

Ⅰ　介護保険料は、所得等に応じて１１段階に分かれます。

令和３～５年度の介護保険料の基準額は月額６，０００円です。

段　階	市民税の状況	対　象　者	保険料（年額）
第１段階	世帯全員が非課税	本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が８０万円以下の方 生活保護受給者	２１，６００円 （基準額×0.3）
第２段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円を超え１２０万円以下の方	３６，０００円 （基準額×0.5）
第３段階		第１段階、第２段階以外の方	５０，４００円 （基準額×0.7）
第４段階	本人非課税で世帯員の誰かが課税	本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が８０万円以下の方	６４，８００円 （基準額×0.90）
第５段階		第４段階に該当しない方	７２，０００円 （基準額×1.00）
第６段階	本人が課税	本人の合計所得金額が１２０万円未満の方	８６，４００円 （基準額×1.20）
第７段階		本人の合計所得金額が１２０万円以上２１０万円未満の方	９３，６００円 （基準額×1.30）
第８段階		本人の合計所得金額が２１０万円以上３２０万円未満の方	１０８，０００円 （基準額×1.50）
第９段階		本人の合計所得金額が３２０万円以上４００万円未満の方	１２２，４００円 （基準額×1.70）
第１０段階		本人の合計所得金額が４００万円以上６００万円未満の方	１３３，２００円 （基準額×1.85）
第１１段階		本人の合計所得金額が６００万円以上の方	１４４，０００円 （基準額×2.00）

Ⅱ　介護保険料の納め方は２通りあります。

・特別徴収：介護保険料を年金から天引きします。

・普通徴収：新見市が発送する納付書で納めていただきます。

※基本的には特別徴収での納付になりますが、次に当てはまる方は特別徴収ができませんので普通徴収となります。

・公的年金受給額が１８万円未満の方

・年度途中で６５歳になった方や新見市に転入してきた方

・年金を担保に融資を受けられている方

・年金を請求する際に届け出た住所と住民票の住所の違う方

・介護保険料の金額に変更があった方　　など

普通徴収の方は、口座振替を利用することもできます。 希望される方は、金融機関に届出をしてください。

Ⅲ　災害などの特別の事情がないのに介護保険料の滞納が続くような場合は、次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

●１年間滞納した場合

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。

●１年６か月間滞納した場合

一時的に介護保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。

●介護保険料を滞納していた方が新たにサービスを利用する場合

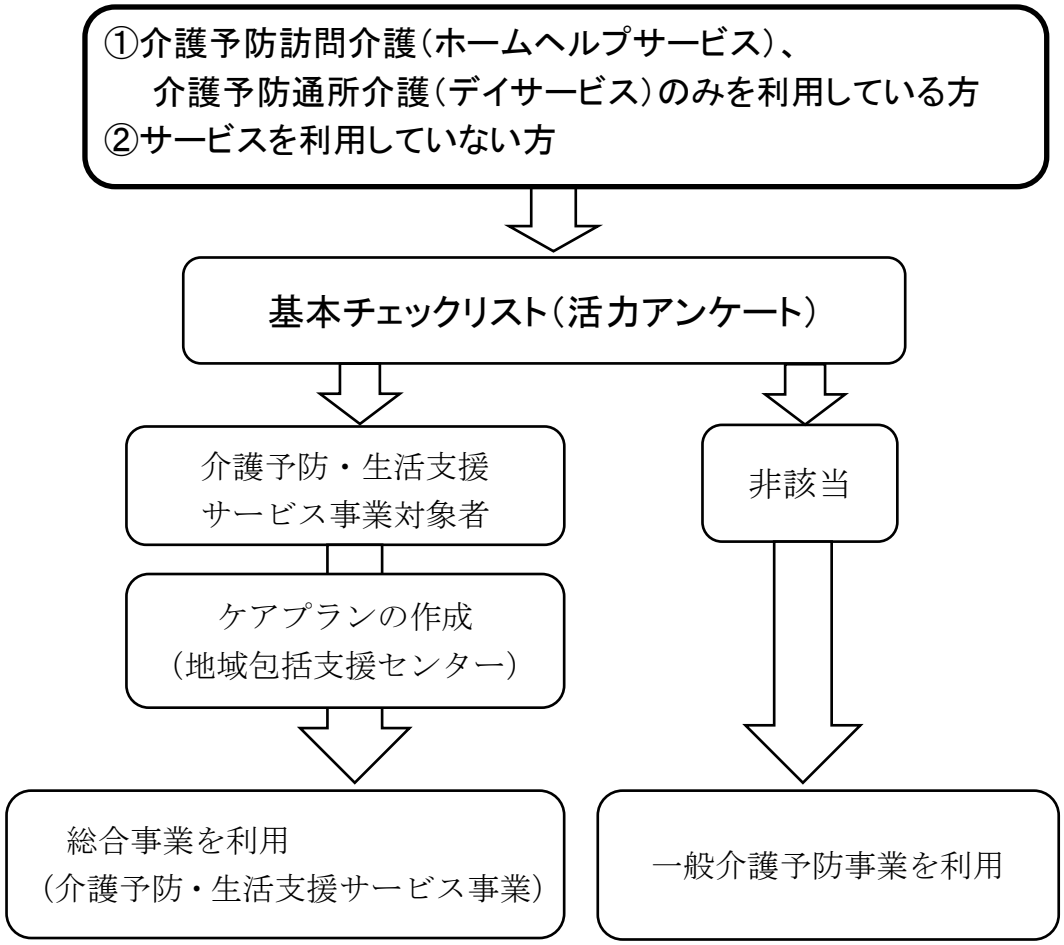
介護保険料未納期間に応じて利用者負担が３割もしくは４割に引き上げられたり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなります。

＜介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）＞

新見市では総合事業として、６５歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」と、要支援認定を受けた方や生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）」を実施しています。

１か月の支給限度額は５０，３２０円です。

総合事業利用までの流れ



※現在介護保険の認定を受けていない方や、介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外の介護保険サービス（福祉用具レンタル、通所リハビリテーションなど）を利用する方、６４歳以下の方は、従来どおり介護保険の認定申請が必要です。

●総合事業訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や掃除、洗濯、炊事など日常生活の手助けをしてくれます。

P.8 の訪問介護（ホームヘルプサービス）に掲載されている事業所で利用できます。

●緩和型訪問介護

事業者の登録会員等が家庭を訪問して、掃除、洗濯、炊事など日常生活の手助けをしてくれます。

◇近隣の事業者

事 業 者 名	住　所	電 話 番 号
新見市シルバー人材センター	新見市新見１２０１	７１－２１３４
おかやまコープ はーとふるネット	岡山市北区奉還町 １－７－７	０１２０－ ３７８－５０２

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●助け合い訪問介護

ＮＰＯや地縁組織等が中心となり、住民同士で掃除、洗濯、炊事など日常生活を手助けし、互いに支え合います。

◇近隣の事業者

事 業 者 名	住　所	電 話 番 号
ＮＰＯきらめき広場	新見市哲西町矢田３６０４	９４－２１４３

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●総合事業通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。P.10 の通所介護（デイサービス）と P.15 の地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）に掲載されている事業所で利用できます。

●緩和型通所介護

デイサービスセンターなどに通い、食事の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事 業 者 名	住　所	電 話 番 号
緩和型デイサービス・クローバー	新見市足見１３８	７５－２１３５
おおさ苑緩和型通所介護事業所	新見市大佐田治部３２２１	９８－３５００

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●短期集中型サービス事業

健康増進施設に通い、生活機能の低下を起こしている筋骨疾患の改善を図ることで、日常生活自立度の向上や健康な生活を送ることができるよう、講話と筋力トレーニングを組み合わせた指導を短期集中的（３カ月間）に受けられます。

◇近隣の事業所

事 業 者 名	住　所	電 話 番 号
げんき広場にいみ	新見市上市１５－１	７１－２１６８

※送迎はありませんので、移動は公共交通機関等をご利用ください。

介護保険についてご不明なことは、
お気軽にお問い合わせください

○新見市役所　介護保険課

〒７１８－８５０１　　岡山県新見市新見３１０番地３

■保険管理係　　☎　７２－３１４８

被保険者資格
介護保険料
被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証
高額介護サービス費・住宅改修
介護保険サービスに関するご意見・苦情　　等

■認定調査係　　☎　７２－６２０６

要介護認定申請
認定調査
主治医意見書
サービス計画作成依頼書　　等

■地域包括支援センター　☎　７２－６２０９

高齢者に関するお困りごとやご相談
要支援認定を受けた方のサービス利用　　等

○大佐支局　地域振興課市民福祉係　　☎　９８－２１１１
○神郷支局　地域振興課市民福祉係　　☎　９２－６１１１
○哲多支局　地域振興課市民福祉係　　☎　９６－２１１１
○哲西支局　地域振興課市民福祉係　　☎　９４－２１１１

申請書等の提出は、各市民センターでも受け付けています